相模原市認知症高齢者・障害者等ＳＯＳネットワークシステム運営事業協力協定書

相模原市（以下「市」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「協力事業者」という。）は、相模原市認知症高齢者・障害者等ＳＯＳネットワーク事業（以下「事業」という。）の実施に関して、次の条文のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、市と協力事業者が協力し、認知症高齢者等の生命と安全を守り、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、行方不明となった認知症高齢者等の早期発見及び保護を行うための「認知症高齢者・障害者等ＳＯＳネットワーク」を構築することにより地域福祉の推進を図ることを目的とする。

２　この協定は、前項の目的を達成するため、事業の実施に関し、必要な事項を定める。

（責務）

第２条 市と協力事業者は、事業の実施に当たっては、相互理解による高い信頼関係と協力関係を構築するとともに、事業を継続的に実施することができるよう努めるものとする。

（協力の内容）

第３条 協力事業者は、その日常業務に支障のない範囲において、地域の高齢者等の存在を意識し、行方不明となっている高齢者等を発見した場合には、最寄りの警察署に連絡等を行うものとする。

（提供する個人情報及び情報の提供方法）

第４条　市から協力事業者に提供する個人情報は「捜索（身元照会）依頼書」等によるものとし、電子メール又はファクシミリにより送信する。

（個人情報の保護）

第５条 市と協力事業者は、本事業に関し知り得た個人情報を目的以外に他に漏らすことのないよう、個人情報の取扱に関して、必要な措置を講じなければならない。

２　協力事業者は、この事業を通して得た情報については、認知症高齢者等の早期発見及び保護以外の目的に利用してはならない。

３　協力事業者は、この事業を通して得た情報については、不正に使用又は提供してはならない。

４　協力事業者は、この事業を通して得た情報については、情報の取扱いに十分に注意し、情報の滅失・改ざんのないよう、適切な管理に努めるものとする。

５　協力事業者は、必要がなくなった情報については、速やかに廃棄等処分するものとする。また、協力事業者は、協定を破棄した後もこの事業を通して、知り得た個人情報を他に提供してはならない。

（免責事項）

第６条 　協力事業者は、第３条に定める連絡等ができなかった場合や連絡内容に誤りがあった場合であっても、その責任は負わないものとする。

（協議）

第７条 　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度市及び協力事業者における協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第８条 　この協定の有効期間は、協定締結の日から、　　 年 月 日までとする。

２　前項の期間満了の日の３か月前までに、市と協力事業者いずれからも特段の申し出がない場合は有効期間を１年更新するものとし、その後も同様とする。

（本協定の破棄）

第９条　 協力事業者は、市に対する申入れにより、本協定を破棄することができるものとする。

２　市は、協力事業者が事業に協力するに当たり要綱若しくは本協定の規定に違反したとき又は協力事業者が事業に協力するにあたり不適当な事由があると認めるときは、協力事業者に対して通告により補正を促すとともに本協定を破棄することができる。

この協定を証するため、本書２通を作成し、市及び協力事業者記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　年 　　月　　 日

相模原市

（所在地）相模原市中央区中央 ２丁目１１番１５号

（事業所名）相模原市

（代表者名）相模原市長 　本村 賢太郎

協力事業者

（所在地）

（法人名）

（事業所名）

（代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印